瑞宝双光章を授けるに当たり（八月二十二日）
加藤宗太郎
瑞宝双光章を授けるに当たり（八月二十四日）
山内　弘
瑞宝双光章を授けるに当たり（八月二十四日）
安藤次郎
旭日双光章を授けるに当たり（八月十六日）
島田汎茂
旭日単光章を授けるに当たり（以上八月十六日）
今泉酉三　後藤新一　奥田國治　前島壽史　笠井茂
旭日単光章を授けるに当たり（各通）（八月十七日）
久保田正義　中村隆一郎
瑞宝小綬章を授けるに当たり（各通）
内田喜四郎　北村政雄　長澤拓也　馬場惇　元木俊夫　有賀武雄　奥西完一　佐藤政雄　原嶋門岩品　本田邦久　日野川早苗　井原陽正至　年作有二　光作
瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）
横山芳雄　服部武義　越水中野及川昇　政賢治　信萩川島團次郎　宮尾邦彦　下尾剛　磯田天夫　山下則夫　藤原久造
瑞宝単光章を授けるに当たり（各通）（以上八月十五日）
石田重男　石野昭吉　酒向驛雄
瑞宝小綬章を授けるに当たり（各通）
佐藤良成　永田恒弘　岩城力　静野島展衛　波羅大鹿糠春藏
瑞宝双光章を授けるに当たり（八月十八日）
柳澤利克　藤澤齋　麻生菊雄　秋本勲　藤澤丈夫　豊田太郎　千吉治夫　全之雄　正夫　藤崎地　吉田清　佐々木徳　横田良憲　竹次　佐原桂三　白方正一　兼松
瑞宝単光章を授けるに当たり（各通）（以上八月十七日）
瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）
瑞宝双光章を授けるに当たり（各通）
瑞宝単光章を授けるに当たり（各通）（以上八月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月二十二日マリ国の独立記念日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東日本大震災復興対策本部公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成二十三年九月二十六日

東日本大震災復興対策本部長　野田　佳彦

東京都港区赤坂二丁目九番十三号三会堂ビル六階　東日本大震災復興対策本部事務局内

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年９月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年９月 26 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

経済産業大臣　枝野　幸男

記

改正された日本工業規格

土工機械―安全―第１部：一般要求事項　A8340―１

土工機械―安全―第４部：油圧シュベルの要求事項　A8340―４

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

高知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、高知県最低賃金（昭和55年高知労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 23 年９月 26 日

高知労働局長　櫻井　恵治

第４号中「１時間642円」を「１時間645円」に改める。

国家試験

国会議員政策担当秘書資格試験合格者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会は、平成23年度国会議員政策担当秘書資格試験の合格者を次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長　鬼塚　誠

受験番号	氏名	受験番号	氏名
0025	竹田　竜哉	0217	宇津木孝彦
0092	前田　伸哉	0240	津山　謙
0105	山内　裕史	0270	宮﨑　吾一
0128	三好　新治	0284	澤田　朋啓
0145	赤穂　祥之	0311	八巻　弓智
0148	武山　茂樹	0319	竹下　愛実
0150	福嶋　明	0324	中原　靖子
0184	清水　豊	0325	池田　芳宏
0191	池田　大豊	0358	中島　達
0204	春日奈美子	0396	佐々木一晃
0208	大八木優人	0415	藤井　琢也

（以上22名）

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 23 年９月 26 日　　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成23年第３号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年９月26日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成18年11月１日ころから同20年６月９日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

杉町憲一、神田諭及び柿野三郎の３名は、福岡県知事の登録を受けないで、福岡市西区拾六町二丁目17番15号及び同市早良区野芥四丁目45番55号所在のノケックスＴビル201号室に事務所を置き、「グローバルライン」という名称で貸金業を営むとともに、業として金銭の貸付けを行う場合において（検察官が既に把握している貸金業者名につき後記４⑴参照）、法定の１日当たり0.08パーセント（利息受領日が平成19年１月20日以降の各事実については法定の１日当たり0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項、第２項違反、同法律第５条第３項違反、主な犯行態様につき後記４⑵参照）。